令和8年度

伊根町放課後児童クラブのしおり

(伊根町放課後児童健全育成事業)



伊根町教育委員会

目次

1.	1. 放課後児童健全育成事業とは・・・・・・・・・・	•	•	•	• p2
2.	2. 利用対象児童について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	• p2
3.	3. 開所日について・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	• p2
4.	4. 開所時間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	• p2
5.	5. 休業日について・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	• p3
6.	6. 利用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	• p3
7.	7. 利用申込みについて・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	• p4
8.	3. 送迎について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	• p4
9.	9. 利用料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	• p5
1 C	10.利用料の納付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	• p5
1 1	1 1. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	• p6
与女	 	•	•	•	• n 8

1. 放課後児童健全育成事業とは

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、 授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児童の健全な 育成を図る事業です。

2. 利用対象児童について

- ・伊根町内に住所がある、小学1年生から6年生までの児童 低学年(1年生から3年生児童)及び特別な支援を要する児童を優先します。
- 授業終了後等の昼間、保護者(親以外の親族を含む)が就労、その他の理由 で家庭保育が受けられない児童
- ・同一家庭内、同一敷地内、近所に就労していない祖父母が居住しており、見守りが可能と判断できる場合は、原則利用することができません。
- ※放課後児童クラブは、児童本人の希望で利用するものではありません。保護者が安心して仕事に従事できるよう支援するための事業です("友だちがいるから"等の理由で利用することはできません)。
- ※保護者の方がお休みの日には児童クラブの利用はできません。また、保護者の方は、お仕事が終わりましたら速やかにお迎えに来てください。

3. 開所日について

月曜日から土曜日(祝日、年末年始を除く)及び学校行事等による振替休業日

4. 開所時間について

月曜日から金曜日:学校終業時から午後6時まで

土曜日、学校長期休業期間、学校振替休業日:午前8時から午後6時まで ※ただし、利用児童のいない日は休業日になります。

学校長期休業期間

年度当初春休み	4月1日~4月5日				
	(新1年生は入学式の前日まで)				
夏休み	7月21日~8月31日				
冬休み	12月25日~1月7日				
年度末春休み	3月25日~3月31日				

※長期休業期間は、伊根町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則で定められています。

5. 休業日について

日曜日、祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日)

臨時休業

利用児童のいない日、お盆休み(8月12日~8月15日)

気象警報(波浪警報、高潮警報を除く)及び、熱中症特別警戒アラート発令時 ※詳しくはp8参照

※感染症等の流行により、学校(学級)閉鎖となった場合

・学級閉鎖の場合は、対象学級の児童は利用できません。

その他、感染症流行状況を見て、休業とする場合があります。

6. 利用について

- 受付期間内に申請書と必要書類を提出してください。
- 選考により利用できない場合があります。
- (ただし、転入や家庭状況に変更がある場合は、臨時で申請を受け付ける場合がありますのでご相談ください。)
- 利用が決まりましたら、教育委員会から利用決定通知書と書類一式を送付します。利用が始まるまでに児童票に必要事項を記入し提出してください。
- 伊根小学校通学区域にお住まいの児童は、伊根放課後児童クラブ、本庄小学校通学区域にお住まいの児童は、本庄放課後児童クラブの利用を基本と

します。ただし、定員以上の利用申込みがあった場合は、定員に余裕のある児童クラブでの利用が可能となる場合があります。

- 長期休業期間のみの利用は、定員の空き状況により臨時募集する場合があります。
- 土曜日や振替休業日で利用者が少人数の場合に、どちらか一方の児童クラブでの合同実施となる場合があります。
- ・毎月の利用の流れ ※ () 内は口座振替未設定の方

1. 利用申込案内・請求(・納付書)	毎月10日(休日の場合は前営業
	日) に前月の利用料決定通知書と来
	月の申込み案内を送付します。
2. 利用申込書	毎月 <u>20日ごろ</u> 締め切りです。
3. 利用料口座引落し	毎月27日(休日の場合は翌営業
	<u>B)</u>
(4. 利用料納付書払い期限)	(毎月末が期限です。)

7. 利用申込みについて

- 1ヶ月ごとに利用申込みをしていただきます。申込表を基に、放課後児童クラブの開所日や職員の勤務予定を決定しています。
 - 〇必ず提出期限までに申込表を提出してください。 提出期限までに申込表が提出されていないと、放課後児童クラブを利用していただけない場合があります。
 - ○1ヶ月利用しない場合でも、申込表に利用しない旨を記載するか、その旨 を教育委員会か放課後児童クラブに連絡してください。

※利用予定の変更について

申込表提出後、利用予定を変更する場合は、必ず利用日の1週間前までに放課後児童クラブと小学校(※学校休業日は除きます)に連絡をお願いします。 児童クラブ開所時間以外の連絡は、各児童クラブに SMS でご連絡ください。

8. 送迎について

- 〇送迎は、保護者が責任をもって行ってください。
- 〇仕事が早く終わった保護者等の方は、仕事が終わり次第、お迎えに来てい ただくようお願いします。

〇お迎えがいつもの方と違うときは、あらかじめ児童クラブに連絡してくだ さい。

9. 利用料について

児童クラブの利用料は次の表のとおりです(日割り計算はしません)。

(1) 利用料

通年利用	月額3,000円(ただし、8月は6,000円)			
	〇年度当初春休み	1,500円		
長期休業のみ利用	○夏休み	9,000円		
大別が未りの利用	○冬休み	3,000円		
	〇年度末春休み	1,500円		

- ※ 兄弟姉妹で同月利用の場合は2人目からの利用料は半額になります。
- ※ 利用をされなかった場合は無料です。 ただし、利用をされない場合は毎月の利用申込表提出時に『利用しない』 と記入、または連絡をお願いします。
- ※ 生活保護世帯・ひとり親家庭のうち住民税非課税世帯等には利用料の減免 制度があります。対象と思われる方は教育委員会へお問い合わせください。

(2) おやつ代: 一人1回60円(3) 保険料(年間): 400円

10. 利用料の納付について

利用月の翌月に利用料決定通知書を送付します。

- 〇口座振替納付手続きをされた方 振替日(毎月27日、休日の場合は翌営業日)にご指定の口座から引き落 としします。
- ○□座振替納付手続きをされていない方 納付依頼通知書(納付書)を送付しますので、納付期限までに必ず利用料 を納付してください。
- ※ 納付期限までに利用料の納付がされない場合、利用を休止又は利用決定を取り消す場合があります。

11. その他

児童クラブの利用が決まったら、下校後は児童クラブに行くことを学校に 連絡してください。

○持参するもの

【毎回持参】連絡帳(本庄児童クラブのみ)、水筒(水又はお茶) 【土曜日及び学校休業日、又は指示のあった日に持参するもの】お弁当 ※持ち物には、必ず名前を書いてください。 ※現金・おもちゃ・ゲーム・お菓子類を持たせないでください。

○学習について

児童クラブは、塾などとは違うので特別な学習指導は行いません。

○病気やけがの場合

発熱や風邪症状が少しでもみられるなど、体調が整わない場合は、児童 クラブを休ませてください。

児童クラブ利用中に体の具合が悪くなったときやけがをしたときは、ご連絡しますのでお迎えをお願いします。

○連絡先について

利用の確認や緊急時に、ご報告いただいた連絡先に児童クラブか教育委員会から連絡することがあります。連絡先に変更があった場合は、速やかにお知らせください。

○注意事項

提出した就労等証明書の状況から変更がある場合は速やかに届出を行ってください。(例:仕事を退職した。育事休業を取得した。)

・故意・悪ふざけ又は乱暴な行為により、児童クラブの施設や備品を壊した場合や、落書き等による修繕費は保護者にご負担をお願いする場合があります。みんなが使う公共施設ですので、大切に使うようにおうちの方からも声かけをお願いします。

<u>みんなが楽しく過ごせるように、クラブでの</u> ルールやマナーを守れるようにご協力ください。

伊根町放課後児童クラブでは、※「安全計画」「危機管理対応マニュアル」を 策定し、児童の安全を確保するための取組みを定めています。 ※内容については、HP に公開していますのでご確認ください。

気象警報発令等時の放課後児童クラブの対応について

1. 小学校授業日に、警報が発令された場合

- (1)午前7時時点で気象警報及び、熱中症特別警戒アラートが発令され、小学校に登校せずに自宅待機している場合
 - 開所を保留します。
- (2) 警報が解除され、始業時間を遅らせて小学校に登校する場合
 - ・ 通常どおり (学校下校時から) 開所します。
- (3) 臨時休校となった場合
 - 臨時休業します。
- (4) 登校から下校までの間に警報が発令された場合
 - ・臨時休業します。
- (5) 放課後児童クラブ利用時間に警報が発令された場合
 - ・児童を待機させますので、保護者はなるべく早い時間にお迎えをお願いします。児童全員帰宅後、臨時休業します。

2. 小学校休校日(土曜日、振替休業日、長期休み等)

- (1)午前7時時点で気象警報及び、熱中症特別警戒アラートが発令されている場合
 - 開所を保留します。
- (2) 午前10時までに警報が解除された場合
 - 午後1時から開所します。
- ※昼食を済ませてから来所してください。欠席する場合は連絡をお願いします。
- (3) 午前10時時点で警報継続の場合
 - ・臨時休業します。
- (4) 放課後児童クラブ利用時間に警報が発令された場合
 - ・児童を待機させますので、保護者はなるべく早い時間にお迎えをお願いします。 児童全員帰宅後、臨時休業します。

【連絡先一覧】

◎本庄放課後児童クラブ

所在地: 伊根町字本庄浜 68番地(本庄小学校 クラブハウス)

電 話: 090 - 9277 - 8392 (開所時間のみ)

◎伊根放課後児童クラブ

所在地: 伊根町字平田 484番地

電 話: 090 - 9277 - 8101 (開所時間のみ)

◎伊根町教育委員会社会教育文化財保護係

所在地: 伊根町字日出 651 番地 電 話: 32-0718(直通)